

## 災害時における応急対策業務等に関する協定

高槻市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）  
は、高槻市が管理する土木公共施設（以下「土木公共施設」という。）の災害応急調査・  
対策業務等（以下「災害業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、大雨その他の異常な自然現象等により、土木公共施設に機能障害が  
発生した場合、又は発生する恐れがある場合のほか、人命救助等に関わる際（以下「災  
害時」という。）の災害業務を速やかに行うことを目的とする。

### （出動態勢の整備）

第2条 大雨、洪水若しくは暴風に関わる警報が発令された場合、又は震度5強以上の地  
震が発生した場合、乙は出動態勢を整備するものとする。

### （要請の手続き）

第3条 甲は災害業務の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により通知す  
る。やむを得ず電話にて通知したときは、遅滞なく乙に対して協力要請書を送付する。

### （業務の報告及び費用負担）

第4条 乙は甲の要請に基づく災害業務を完了したときは、速やかに作業の前後を把握で  
きる書類を提出すること。また、甲は乙から請求書の提出を受けたときは、その内容を  
精査し費用を支払うものとする。

### （届出事項）

第5条 乙は、災害時における出動態勢として編成することのできる人員及び第三者保険  
等の加入状況、建設資機材等の数量を資機材・編成人員等報告書（様式第2号）により  
取りまとめ、甲に提出するものとする。

2 乙は、資機材・編成人員等報告書の内容に変更を生じたとき、又は甲が特に求めたと  
きは、これを臨時に提出するものとする。

### （協定の解除等）

第6条 甲は、乙が提出した報告書に関する虚偽や不誠実な行為が明らかになったときは  
協定を解除することができる。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙双方から申出がない場合は、本協定期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

高槻市桃園町2番1号

甲

高槻市

代表者 高槻市長 濱田 剛史

乙

## 記載例

事業所名は正式名称で

### 災害時における応急対策業務に関する協定

高槻市（以下「甲」という。）と **株式会社〇〇建設**（以下「乙」という。）は、高槻市が管理する土木公共施設（以下「土木公共施設」という。）の災害応急調査・対策業務等（以下「災害業務」という。）の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 本協定は、大雨その他の異常な自然現象等により、土木公共施設に機能障害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合のほか、人命救助等に関わる際（以下「災害時」という。）の災害業務を速やかに行うことを目的とする。

#### （出動態勢の整備）

第2条 大雨、洪水若しくは暴風に関わる警報が発令された場合、又は震度5強以上の地震が発生した場合、乙は出動態勢を整備するものとする。

#### （要請の手続き）

第3条 甲は災害業務の協力を要請するときは、協力要請書（様式第1号）により通知する。やむを得ず電話にて通知したときは、遅滞なく乙に対して協力要請書を送付する。

#### （業務の報告及び費用負担）

第4条 乙は甲の要請に基づく災害業務を完了したときは、速やかに作業の前後を把握できる書類を提出すること。また、甲は乙から請求書の提出を受けたときは、その内容を精査し費用を支払うものとする。

#### （届出事項）

第5条 乙は、災害時における出動態勢として編成することのできる人員及び第三者保険等の加入状況、建設資機材等の数量を資機材・編成人員等報告書（様式第2号）により取りまとめ、甲に提出するものとする。

2 乙は、資機材・編成人員等報告書の内容に変更を生じたとき、又は甲が特に求めたときは、これを臨時に提出するものとする。

#### （協定の解除等）

第6条 甲は、乙が提出した報告書に関する虚偽や不誠実な行為が明らかになったときは協定を破棄することができる。

(協定期間)

第7条 この協定の期間は、協定締結日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙双方から申出がない場合は、本協定期間を1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

